

広島県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、庄原市選挙管理委員会、東広島市選挙管理委員会及び神石高原町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十一年七月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	取消年月日
庄原市栄町集会所	庄原市三日市町六〇七番地四	平成二十一年二月二〇日
庄原市大歳下集会所	庄原市東本町四丁目一番七号	平成二十一年二月二〇日
庄原市川手集会所	庄原市川手町七三番地一	平成二十一年二月二〇日
庄原市新庄老人集会所	庄原市新庄町一四〇番地一	平成二十一年二月二〇日
庄原市大重老人集会所	庄原市川北町一四八七番地一一	平成二十一年二月二〇日
庄原市上原老人集会所	庄原市上原町四二三番地	平成二十一年二月二〇日
東城老人福祉センター	庄原市東城町川東一一八八番地四	平成二十一年二月二〇日
庄原市中門田老人集会所	庄原市高野町中門田一七七番地一	平成二十一年二月二〇日
庄原市高暮老人集会所	庄原市高野町高暮一四三番地二	平成二十一年二月二〇日
下河内老人集会所	東広島市河内町下河内九六番地	平成二十一年七月一日
河内市民体育館	東広島市河内町下河内九六番地一	平成二十一年七月一日
牧老人集会所	神石郡神石高原町牧五五九番地二	平成二十一年七月七日